

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆クレジットカード現金化は絶対ダメ！！

◆高齢者の消費者トラブルに気を付けて

◆特定商取引法の基礎知識 第3章「再勧誘の禁止」

◆長時間の使用は注意！カイロで低温やけど

1 January
月号

第34号



クレジットカード現金化は絶対ダメ！！

年末年始は、クリスマスやお正月での子どもの行事、忘年会、帰省の交通費などの出費がかさむ時期です。度重なる支出でお金が必要になったとき皆さんはどうしますか？

このような時、注意が必要なのが「クレジットカード現金化」です。一時的に現金が手に入るからといって絶対に利用してはいけません。

クレジットカード現金化とは？

クレジットカード現金化とは、本来、商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング枠」を、現金を入手することを目的として利用することです。

手口としては、①買取屋方式（業者が商品等を購入させ、それを同じ業者が買い取ることで消費者に現金が渡る。）と、②キャッシュバック方式（キャッシュバック付き商品をクレジットカード決済で購入させ、購入した商品と共に現金を渡す。）があります。

**要
注
意！**

クレジットカードの現金化をすると、一時的に現金を手に入れることができますが、その金額よりも高額なクレジットカードの支払に追われるため、予想以上に債務が膨らんでしまうおそれがあります。

また、換金目的でカードを利用することをクレジット会社は認めていないため、現金化に利用したクレジットカードは利用停止になったり、詐欺罪等に問われる可能性があります。

クレジットカードの現金化は、絶対にしてはいけません！



高齢者の消費者トラブルに気を付けて

高齢者は「お金」、「健康」、「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴です。

消費者トラブルに遭わないためには、高齢者に多いトラブルの事例や手口などの「情報」を集めることが大切です。

今回は、高齢者が遭いやすい代表的な消費者トラブルを御紹介します。よく読んで、正しい知識を身に付けましょう。

投資勧誘

突然、知らない業者から、その時話題となっている最先端技術に関する権利や、環境・エネルギーに関連した未公開株や社債購入のパンフレットが届き、投資を勧誘されます。その後、次々と別の業者を名乗る者から「そのパンフレットの商品はすごいものだ。」などと、投資をあおってくる場合があります。

送りつけ商法

心当たりのない業者から、「以前、お申し込みいただいた健康食品を送るので、代金を払ってほしい。」と、突然電話があります。注文していないので断ると、「裁判所から通知が届く」と脅されたり、暴言を吐かれるケースもあります。

サクラサイト商法

パソコンに「〇〇万円の遺産を受け取ってほしい」などとメールが入り、信じ込んでやりとりしているうちに、有料サイトへ誘導され、高額なサイト利用料や手数料を請求されます。これは、サイト業者に雇われた「サクラ」がやりとりしているもので、遺産を受け取るためには手数料が必要などと言ってくる場合があります。

被害に遭わないために

- ① 本人や周囲の人が正しい情報や知識を持ちましょう。
- ② 日頃から家族内でのコミュニケーションを大事にし、緊急時の連絡先などを決めておきましょう。
- ③ 困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう



政府広報では高齢者の消費者トラブル未然防止のため、キャンペーンを行っています。詳細は、政府広報オンライン「高齢者の消費者トラブル」未然防止特設WEBページを御覧下さい。

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/201209/index.html>

特定商取引法の基礎知識 第3章「再勧誘の禁止」

訪問販売で、事業者が禁止されている行為の一つです。
消費者が「いない」、「興味がない」とはっきりと勧誘を断っているにもかかわらず、事業者が引き続き勧誘したり、再度訪問して勧誘することは法律で禁止されています。

これは電話勧誘販売でも同様です。
必要のない物は、きっぱりと断りましょう！
法律を守らない事業者がいた場合は、最寄りの消費生活センターに相談してください。



長時間の使用は注意！カイロで低温やけど

カイロの使用により低温やけどになってしまったという情報が寄せられています。
低温やけどは、体温よりやや高めのものが皮膚の同じ場所に長時間接触し続けることで起きます。高齢者の場合、重症となるおそれがあるので注意が必要です。

カイロを使用する際は、取扱説明書をよく読んで正しく使いましょう。長時間一カ所に固定したり、圧迫したりしないことが大切です。特に、睡眠中は絶対に使用しないようにしましょう。

また、湯たんぽ、電気あんか、ホットカーペットなども低温やけどにつながる人が多い製品です。使い方には十分注意してください。

低温やけどは見た目より重症の場合があります。早めに専門医の診断を受けましょう。

消費生活センターからのお知らせ

年末年始の消費生活センター相談受付体制について

平成24年12月29日(土)から、平成25年1月3日(木)まで、閉館いたしますので、御承知ください。

テレビ・ラジオ・映画館での消費生活センター広報について

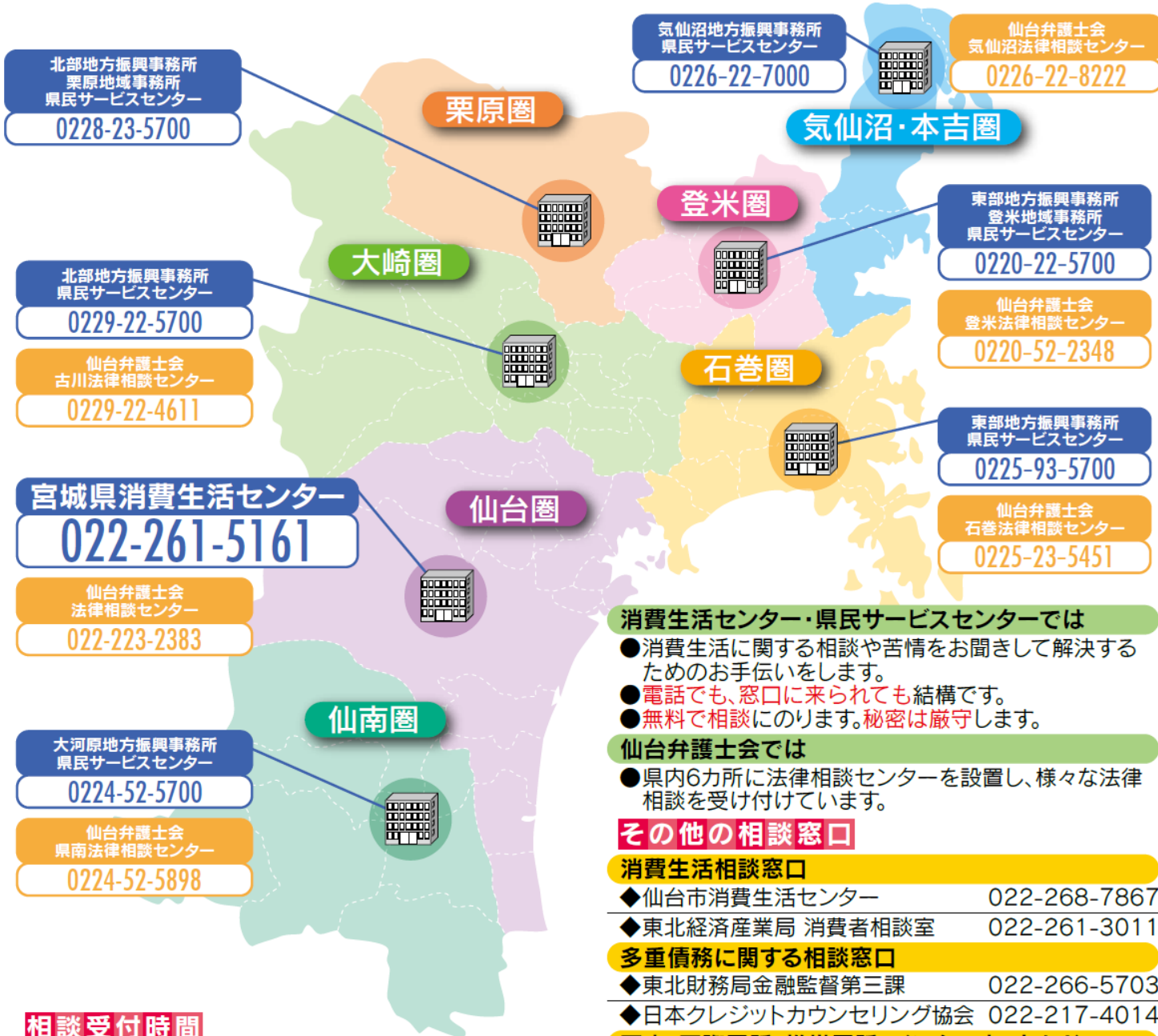
県内の映画館では、アニメむすび丸が映画の前に登場し、消費者トラブル防止をPRしています。劇場にお越しの際はチェックしてみてくださいね。



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局
情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター
平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所
県民サービスセンター
月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。